

# 第一クレメンスの原始教會制度史上の位置 (I)

土 肥 昭 夫

## 四 次 (丁)

### 序論

- 一 第一クレメンス研究の意義
- 二 前提
  - 第一章 第一クレメンスの教會制度の根底
  - 一節 基督教的傳承
    - 一 キリスト・イエス
    - 二 聖靈
- 三 教會
  - 一節 舊約聖書
    - 一 舊約聖書と基督教會
    - 二 舊約聖書の解釋
  - 二節 ヘソニズム的秩序の理念
    - 一 國家の秩序
    - 二 人間の身體秩序

### 卅 聖靈叢書

J. B. Lightfoot, *The Apostolic Fathers*, 1891.

" The Apostolic Fathers, Part I, S. Clement of Rome, vol. I, II, 1890.

K. Lake, *The Apostolic Fathers*, vol. I (Loeb Classical Library), 1949.

A. v. Harnack, *Entstehung und Entwicklung der Kirchenverfassung und des Kirchenrechts in den zwei ersten Jahrhunderten* (sogenannt. *Verfassung und Recht der alten Kirche*), 1910.

R. Sohm, Kirchenrecht, I. (Systematisches Handbuch der deutschen Rechtswissenschaft, 1923) 1892.

R. Knopf, Lehre der zwölf Apostel. Zwei Clemensbriefe (Handbuch zum Nenen Testament, Ergänzung-Band. Die apostolischen Väter I), 1920.

" Der erste Clemensbrief (Texte und Untersuchungen der altchristlichen Literatur, 29), 1901.

F. Gerke, Die Stellung des ersten Clemensbriefes innerhalb der Entwicklung der altchristlichen Gemeindeverfassung und des Kirchenrechts (Texte und Untersuchungen der altchristlichen Literatur, 47), 1931.

P. Meinhold, Geschehen und Deutung im ersten Clemensbrief (Z. K. G., 58), 1939.

## [文 稿]

「」の羅文や「巻末」「謝辭」「執事」ふたふたいには皆複数の意味や、單數の場合はやの度毎に説明を加えておこな。

## 社 著

1' 第一クレメンスの研究の意義。バーマ (Rudolph Sohm) がその著「教會法」第一卷に於て第一クレメンスと於て原始教會制度の結果が、かくしてカトリックの發端が生じた事をのべ、更に彼の教會法や教會制度觀に對してベルナッタの反駁がなされて以來、この書簡の教會制度史上に於ける位置について種々の論議がなされた。

たしかに第一クレメンスの執事の動機や内容からみて、この書簡は教會制度について獨特な見解を持つべし。我々はこの意味でのこの書簡にあらわれてゐる教會制度及び教會觀について考察し、更にこの書簡が原始教會制度史上にて於如何なる位置に立てべきかを明かにしたくと思ひ。

1" 前提。吾々は豫めこの課題を考察する上に一つの前提を立てねがた。

第一クレメンスの原始教會制度史上的位置 (I)

(1) 第一クレメンスはロマのクレメンスがロマ教會の名に於てコリント教會で起つた紛争に對して忠告し調停するためにして書簡である。したがつてロマ教會の主張がこの書簡全般にあらわれており、ここからその背後にある當時の教會制度を見分ける事は非常に困難である。特に彼は現存の教會制度を擁護しようとする立場に立つてゐるから兩者は結み合われてしまつてしまふ。<sup>(2)</sup>しかしその故に敢えて兩者を分離して吟味しなくとも當時の教會制度を見抜く事が出来るとも云えまいか。

(2) この書簡がしるされた頃即ちミチヤヌス帝の末期の諸教會の制度は必ずしも一定したものではないからロマとコリントとの間には教會制度の中に相違があるのでないかといふ疑問が生じる。しかしこのような點より兩者は同一であつたと前提されてゐるのではないだろうか。

(1) ロマ教會はコリント教會に於ける紛争についてよく知つてゐた。(四六・七<sup>參照</sup>) これはその背後にある教會制度についての豫備知識が必要である。①ロマ教會が有效適切な忠告と處置をしてゐる事、使者派遣の記述(五三・三<sup>參照</sup>)<sup>(3)</sup>より、ロマ教會はコリント教會としたしく、その實情をかなり知つてゐたと思われる。②この書簡に「吾々は (μεν)' という語がよく用ひられてゐるが、これは共に基徒教會である事や親しさを示す他に、兩教會の制度が同一ではなかつたかといふ暗示を與える。③原始教會では諸教會の制度は相違してゐたと一口に云つても使徒行傳、ヨハネ第三書、イグナチオス書簡、ボリュカルポス書簡から知られる限りではそれはエルサレムやシリア、小アジア諸地方に於てであつて、この假説が果してロマ、コリントの場合にあてはまるかどうかは問題である。

かくして吾々は同一であつたとみて問題を考察してゆきたい。<sup>(4)</sup>

(1) R. Schm, Kirchenrecht, I, S. 157ff. (参照) ハルナック

反駁は彼の著書にみられるがその主要なものは Verfassung

und Recht der alten Kirche, 1910 やある。これがどうい  
ては基督教研究廿七卷一號に於てかなり詳細に紹介しておい

た。(この紹介は本論文との關聯に於てよんでいただければ幸いである) 猶その反響にて、F. Gerke, E. Pörsler, K. Holl 等がその著作を残してゐる。最近 R. Bultmann も彼等のとりあつた問題が猶解決されていないと云ひ、その問題にあれていた (Theologie des Neuen Testaments, § 51 in II, 1951; III, 1953)

- (2) 第三章二節参照。  
 ロマ教會の使者の中クタウディオス (*Kudaiōs*) やトシリカス (*Tislikas*) はロマ教會に長く所屬していた人々であったが、ボルトナム (*Borōtunus*) が果してロマ教會員か (R.

Knopf) ロリント教會員か (Lightfoot, しかしコリント前六・一七の彼ではない) 明かではない。若しコリントなればクレメンスは彼よりロリント教會の事について直接きく事が出來たし、又ロマであつても六五・一で二人の使者と別にしるされでいる事から既に何かの用でロリント赴かゝるの教會事情を彼に知らせていたかも知れない。

- (4) ハルナック (Einführung in die alte Kirchengeschichte, 1929, S. 88) やムヌク (ibid., SS. 16—17) も同じ誤解によつてゐる。

## 第一章 第一クレメンスの教會制度の根底

第一クレメンスの教會制度及びそれに對する見解に於て何かその基礎すけをなしてゐるかを考察してみたく思う。

初代教會制度の發端をユダヤ教會堂の組織、或は異邦社會の諸制度に求めたり、又は基督教信仰にもとづいて自ら發生したものと見るような諸々の見解がこれまでからあつた。典型的な異邦教會であるロマ、ロリントの教會の場合はどうであろうか。第一クレメンスはこれらの教會が成立してからかなりの年限が経つて後にあらわれたのであるから、これによつて成立當初の事情を知る事はむつかしいが、兩教會の制度に關してかなり正確な事を知り得る最初の資料である限り、この問題の解決に對して大切な意味を持つにちがいなし。又一應成立した教會がこの時代に於ては如何なる事柄を根底としてその制度を理解していくかを知ることは無意味ではない。

### 一節 基督教的傳承

ここでこの時代に於ける基督教會に於て信ぜられていた傳承を詳細にのべる事は出來ないが、その教會制度或は教會觀を生み出してゆく上で根底になつたものを考察しておきたいと思う。

#### 一、キリスト・イエス<sup>(1)</sup>

キリスト・イエスについて種々の表現が用いられてあるがこれを要約すれば次のようになるであらう。即ちキリストは神の救濟意志を自ら啓示した救い主であり今もなほキリストにある者にとつて助け主であるがそれと共にその道德的模範である。しかしこれ以上の教理的説明、例えば三一神、キリストのペルソナ（特に神性の問題）、贖罪についての説明はなされていない。それはしたがつて原始教會の生々とした信仰内容をかなり保存しているが又クレメンス或はロマ教會の實踐的傾向も反映している。それではこのようなキリスト理解が如何にその教會制度理解の上にあらわれているだらうか。

(1) 彼が教會の分裂と紛争に對して責めている記述の中に「吾々は一つの神、一つのキリスト、吾々に注がれた一つの恩恵の御靈を持たないのか？又キリストにある一つの召しがないのか？何故に吾々はキリストの肢を引崩し引裂き、吾々自身の體に對して紛争を起し、吾々が相互に肢である事を忘れる程そのような愚かな事に入つてゆくのか？」<sup>(六四・七)</sup>とある。ここでキリストが一つであり、キリストにある召しも一つである事<sup>(六四)</sup>、及び基督教徒はキリストの肢たる事<sup>(三七・五)</sup>がしるされ、それによつて教會が統一され、一致する事を主張している。ここにしるされてある神・キリスト・御靈（父・子・靈ではない）の表現形式<sup>(五八・二)</sup>或はキリストの體とか肢という概念は原始教會以來の傳承である。<sup>(マグネシア七、ヘルマスの牧者・晝夜九・一三・一八等參照)</sup>

(2) キリストの群 (*παριγνωστούς Χριστοῦ*) という語は第一クレメンスでは四回用いられてゐる (五六・一、五四・三、五七・二)。この語については後にくわしく述べるが、いかくここでキリストが教會を田らの群とし、自らをその所有主 (*κύριος*) とされてゐる事、又特に四五・三では監督、執事に、五四・二、五七・二では長老に關係づけてしるされてゐることよりキリスト一群—聖職の關係が考へられる。

(3) 主イエスはクレメンスにとつて愛と謙遜と服従の模範 (*ὑποτροφία* [六・七]) であり、彼の愛の誠命に服従することは教會生活をなす基督教徒の負う田である (四九・一)。<sup>(參照)</sup> ここでのぐられてくるキリストは單に歴史的な主イエスであり、しかしその場合でもキリストが最初にのべられており、又その先在性や原始教會に於てメシヤ理解の鍵とされてゐたイヤヤ書五三章が引用されてゐることよりみて、彼が舊約の聖徒と同一視されたとは云ふ迄もない。

(4) クレメンスは主の言句を二回引用してゐる (マヨ九・四二、マタイ二六・二四、一八・四、ルカ一七・二、一八・七・八)。その引用形式は舊約聖書のそれとはちがつており、この事は主の言句が未だ正典的權威をもつものとしてみとめられていなかつた事を示す。又その内容も (特に一三・一の場合) 必ずしも福音書の記述とは一致していながら、彼の記憶からしるしたか或は今日吾々の持つていらない資料によつたかであろう。しかし乍らその故に主の言句が權威がなかつたとは云えないであつて、むしろその故に當時の教會に於ては生きた誠命としてつねに注意され記憶されていたにちがいなし (二・一)。<sup>(參照)</sup> かような意味に於て主の言は當時の教會にとつてその具體的な教會生活をなす上で一つの根底になつてゐたと思はれる。

## 一、聖靈

(1) クレメンスはこの書簡が神の御靈によつてしるされたこと (... τὸν ἄγ' ἡμῶν γεγραμμένον διὰ τοῦ ἀγίου πνεύματος [六三・]) をコリント教會がみとめ、その忠告にしたがうことはロマ教會でなく神の御旨にしたがうこと (五六・一)。<sup>(參照)</sup> したが

つてそれこそむくことは罪に陥ることになるとしてゐる(一參照)。ロマ教會のみならず、コリント教會も亦神の御靈の注出をあらゆる意味に於てうけていた(六・六參照<sup>(3)</sup>)。

いすれにしても第一クレメンスに於て一つの御靈がすべての基督教徒を結びつけるものであり、且各個教會の存在の根據となつてゐる事は明かで、この意味に於て聖靈はその教會成立觀の根底となつてゐる。

(2)にも拘らず吾々は原始教會にみられた熱狂的な御靈の働きや御靈の賜物の所有者の存在意義をみる事は出來ない(コリント教會で紛争を起した少數者は御靈の賜物主義者であつた)。むしろ御靈は使徒達をして神の國宣教の業へと向わしめたもの(四二・五參照)監督、執事の職に就任するための前提條件(四二・四參照)、或は教會倫理の基礎となつてゐる(一參照<sup>(4)</sup>)。かようにして御靈は聖職、就中各個教會の聖職に結びついてゆき、或は秩序を重んずる御靈となり、結局教會制度を支える根底となつてゐる。コリント教會の御靈の賜物主義者に對して御靈の賜物を重じりつゝ、且きびしく述告や宣告をなしてゐるのはその故であつた。

### 三、教會

(1)教會觀、第一クレメンスでは基督教徒や教會に對して種々の表現が用ひられている。

「神の教會 (ēκκλησία τοῦ Θεοῦ)」(序文、四七・六)「神の選民 (έκκλησις τοῦ Θεοῦ)」(序文、一・一、二・四、六・一、四六・一、六五・二)、「神の民 (λαός τοῦ Θεοῦ)」(四五・一)、「神の羊の群 (πρόβατα τοῦ Θεοῦ)」(四五・一)。

「キリストの群 (πανήγυιον τοῦ Χριστοῦ)」(一六・一、四四・三)、「キリストの肢 (τὰ μέλη τοῦ Χριστοῦ)」(四六・一)。

「數 (ἀριθμός)」〔選民の數(九・四、五)、待望する者達の數(四五・)、救われる者達の數(五一・)〕、「體 (σῶμα)」(三八・一)、「金衆 (πλῆθος)」(四五・)、「同胞 (αἱδειάτρης)」(一・)、「兄弟達 (ἀδελφοί)」(一・一、四・七等)等。

かような表現より、パウロ書簡、使徒行傳、ペテロ前書等に共通な原始教會の教會觀に關する表現様式が存續されて

いることは明かである。この事については又後にくわしくのべるがここでは簡単に次の事をあげておきたい。<sup>(5)</sup>

(1) 教會は神の教會、神の御旨により主イエスによつて召し出され潔められた存在である。この故にそれは神的なものである。しかし教會の先在性や永遠性のような思想(「ディダクチカル・四・一〇・五、第一・クレメンス・四・」)はまだみられない。

(2) しかし一方「民」とか「群」「會衆」という語の使用より教會は正に舊約の選民意識に密接に關聯し、更には新しいイスラエルとして舊約の證言の成就した存在、したがつてそれは一つの歴史的存在であること、或は一定の倫理的、制度的秩序を持つ存在である事が明かにされよう。

(3) 神の教會が主イエス・キリストによつて召されたものである以上(序文)、神がキリストに於てえらびたまうた者達(一・一、二・一)は「あらゆるところにあつても(παντεων παντού)」(六五)その神の教會に所屬する。その限りに於て全體教會の意識は彼にみられる。又「救われる者達の數」等という表現も、彼にはまだ豫定説は考えられていなかつたから、これもやはり全體教會の意識から考えられるべきであろう。

しかし又他方各個教會も又神の御靈をうけキリストに屬する群として固有な神的意味と組織を持つてゐる。エクレシヤという語は先ずロマとコリントの教會に(序文)、次には抽象的觀念上の事柄でも又建物という事でもなしに、各個教會に於ける具體的な基督教徒の會衆に(參照一・三)、そして確固として由緒あるコリントの教會に(四七)用いられてゐるだけである。長老、監督、執事はかようにして存在してゐた各個教會にある聖職であつた。

(四二) 一に主たるキリストへの畏敬、教會指導者(ηρώδης)年長者(πρεσβύτεροι)への尊敬、若者、婦人、子供の善導がすすめられている。ここでは教會倫理が自然的秩序と密接に結び付き、かくして教會制度は生きた倫理の下にみられている(參照一・三)。かような關係から監督の倫理に關する記述(四四・三)も理解されよう。

(2) 使徒概念、更に第一クレメンスに於ける使徒の概念について考えてみよう。

(1) クレメンスが使徒達(十二人及びペウォ)に對して特殊な權威をみとめている事は次の記述より明かである。「使徒達は吾々のために主イエス・キリストによつて福音を傳えられた。キリスト・イエスは神から遣わされた。かくしてキリストは神から、そして使徒達はキリストから。したがつて兩方の事柄はいずれも神の御意より秩序すけられていた」(四二・一)もとより使徒達の特殊な權威はクレメンスが新しく主張したものではなく既に原始教會の當初より考えられていた。例えばマタイが主イエスの言として「汝等(弟子)を受くる者は我(キリスト)を受くるなり。我を受くる者は我を遣わしたまひし者(神)を受くるなり」(マタイ一〇・四〇、<sup>四四</sup>六参照)とつたえてくる。ここに既に神—キリスト—使徒の系列は考えられるわけで、主イエスは弟子達に絶大な權威を委託してしまうのである。又使徒ペウォが自らの使徒的權威をキリストと神に特殊な仕方で基礎づけた事は明かである(ガラテヤ一・<sup>四四</sup>七参照)。その限りに於てはこれはクレメンスの獨特の見解とは云えないが、しかしかよくな表現を以て使徒達を啓示の歴史の中に組み入れたのは何んと云つても彼に始まるものと云えよう。

更に四七章ではペウォの書簡(ヨハニント前一〇以下参照)にあるコリント教會の分派の事がのべられているが、ここでペウォ、ペテロだけが使徒としてアポロと明瞭に區別されている(四七・三一)。この事も使徒達の權威が他の傳道者牧師達から區別されていることを示す。

(2) かような使徒達の權威よりクレメンスは監督職(πρεσβυτης)の權威を主張しようとする。即ち使徒達は地方教會にて監督や執事を任命したのみならず、先見の明をキリストよりあたえられていて監督職任命に關して紛争が起ることを豫想し、その次の監督職任命の方法を設定してあいたといふのである(四二・四、四四・<sup>四四</sup>一三参照)このことの意味は後でのべるが、ともかく、使徒の權威が監督職成立の根底をなしていくことは明かである。

(3) 使徒達が監督や執事を任命したりその方法を設定しておいたといふ記述はクレメンスの使徒概念や教會觀より生れ

たものであつて歴史的記録としてはうけとりがたい（特に後者の場合）。しかし彼は全く使徒達に關する歴史的事實を無視してその權威を所謂アピリオリに主張したとも云いがたい。同じ四二章で彼等が主イエス・キリスト（歴史的）によつて神の國の福音を與えられ、又基督の復活や聖靈によつて大いなる確信にみたされて神の國到來の間近い事を宣教した事をのべてゐる（四二一・<sup>三参考</sup>）。これはルカのしるした原始教會の當初の記述と類似しており案外歴史的記録としてみとめられていいであろう。又使徒達が地方教會で監督、執事を任命したこと、使徒ペテロやバルナバ達が町々に長老を立てたという記述（<sup>使徒行傳一四・三参考</sup>）、又長老と監督が所によつては同一であつたこと（<sup>使徒行傳二〇・七・二八参考</sup>）よりみて連想し得る事柄である。のみならずクレメンスがペテロやパウロと何らかの個人的關係があつたことは想像される（<sup>7</sup>）、五一—六一にある彼等の殉教の記述は或は彼の見聞にもとづいたとも考へられる。したがつてクレメンスの時代に於ては彼等の權威は一世紀後半の教父達やシリア附近にあらわれた使徒達の行傳等の記述のように全くその歴史性が抽象される事なしに、みとめられていた。

- (1) 基督觀については有賀鐵太郎「クレメンス書簡に於けるキリスト」（基督教研究十二卷三號）参照。
  - (2) 第二章三節参照。
  - (3) 聖靈と各個教會との結びつきについては第二章三節参照。
  - (4) この少數の者達による紛争の事については第三章一節参照。
  - (5) 第二章三節参照。
  - (6) 第三章二節参照。
- (7) ロマのクレメンスと使徒ペテロやパウロとの關係について  
はあらためて考察しなければならないがその年代場所の事から考へて全く無關係だつたと云いつ切る事も出來ない。ここでエイレナイオスの異端反駁論三・三・三、クレメンスの傳説（Clementina）、オリガネスのヨハネ傳釋義六三・六が資料として問題にされるであろう。

## 二節 舊約聖書

第一タレメンスは實に百二十回にわたつて舊約(XXX)の證言を直接に或は記憶の形で自由に引用している。<sup>(1)</sup>

一、舊約聖書と基督教會。そこで次のような事が注意されるべきであろう。

(1) 彼は舊約それ自身を神の言として單的に或はむしろ素朴<sup>ナチュラル</sup>にみとめている。したがつてそこに引用された言句がその書に屬するかとか、何時誰がしるしたかということは問題になつていなし。したがつて今日では外典とされているものも正典と同様にとりあつかつてゐる。(ヨーロッパの智慧二・二四一三・五、同書一〇・七一一・一) これはあながち彼の文献が七十人譯であつたということだけでは済まされぬものがある。

(2) 舊約の權威の承認は基督教徒が神にえらばれた民イスラエルであるという意識に呼應してゐる。このことは前にのべた「選民」「民」等の語の使用的實例、舊約のヤコブが「吾々の父祖」(八)とされてゐること、又義人達が基督教徒の倫理生活の模範として主イエスや使徒達と並べられてゐること(四五・二、五三・一、五章照)より明かである。

大體タレメンスに於てはパウロにみられたようなユダヤ教とのはげしい對立意識や基督教の新しい自覺がみられず、そのような事はあたかも自明の事であるかの如くみられてゐる。舊約は彼にとつては直接基督教會に與えられた神の言であり、基督教會の信仰、倫理、更には出來事そのものも既にここでかたられており、基督教はその意味で舊約を包括するものとみられてゐる。かくして舊約はよく基督教會の信仰と倫理の根底すけ、否むしろその確かさを保證する神的權威となつてゐる。したがつてそれが教會の聖禮典や制度に密接な關係を持つてゐるのは當然である。(三八一・二一出埃及記二九二・八・三一八、六・一三一レビ四・三十九・三、四二<sup>(2)</sup>、五・一イザヤ六〇・一七、四三一民數記一七、)

二、舊約聖書の解釋。第一タレメンスが如何に舊約をそのまま神の言としてみとめたにしても、そこには何らかの立

場或は方法がなければならぬ。彼が引用している舊約の内容から云つて大體次のような事が考へられる。

(1) 唯一にして創造主なる神には一つの世界秩序があり、その理念にもとづく宗教的、倫理的立場によつて舊約が解釋されてゐる。(六・二七・七、二八・三、三三・五、六、三四・六参照)

(2) キリストを證言するものとしての舊約解釋は一二一以下、一六一以下、一七一以下、一三三五、三六三、五〇六、七、等にみられなくはないが、それ等はむしろヘブル書、ロマ書等を參照したものであつたり、或は救主基督よりも模範者基督の證言として解せられ、いずれにしても積極的ではない。

(3) 舊約の父祖、義人、預言者等が基督教倫理の模範 (*ὑπόδειγμα*) として考へられ、したがつて倫理的な、更に舊約を媒介とすることによつて極めて宗教的、神的な立場による解釋が隨所にみられる。<sup>(3)</sup>

四教會の出來事が舊約の證言の成就としてみられてゐる。たとえばコリント教會に於ける若者達の年長者への反抗、彼等の嫉妬と惡意、騒動と紛争等は申命記三二・一五にしるされた事柄が成就された (*ἐνεργέθη τὸ τετρακοίνευτον* ...) と云ふ(三・一七、監督と執事については既にイザヤ六〇一セにしるされるとみるとある)。そうなると舊約の證言が基督教會の現實にかかる限りに於て破棄されるのみが反つて成就、限定するようなことになつて來る。かような解釋にもとづいて彼の教會制度に關する考へは舊約によつて明かな神的基礎すけを與えられてゐる。

(1) Harnack, ibid., S. 66ff. 參照。

(2) これらの章句については第二章二節、第三章二節参照。

(3) かような解釋のため彼が舊約に多少の訂正を加えたのではないかと思われる箇所がある(七・六、一一・一、三一・三等参照)。

### 三節 ヘレニズム的秩序の理念

第一クレメンスの思想の根底になつてゐるものに以上の他に當時のヘレニズム就中ストア哲學の合理的倫理的イデア

第一クレメンスの原始教會制度史上の位置 (I)

リズムがあり、これらは特に神の世界創造の秩序や教會倫理の中に反映している。しかし今ここでは教會制度に直接關係の深いことだけをあげておこう。

一、國家の秩序。三七一<sup>(1)</sup>に彼は國家の軍隊秩序が平等無差別というのではなく上下の階級的秩序がありそのいすれもがお互に補い合つてゐることをのべ、かような上下の階級的秩序に教會制度もよるべきことをすすめている。又教會の指導者は「導く者 (σηγουρέας, προηγουρέας)」と云われているがそれは又國家の指導者の場合にも用いられている。  
(一、三、二一・六、五五・一〔は教會に、〕  
 五・七・二、五七・一〔は國家に、〕)

クレメンスはロマ國家の指導者を「吾々の指導者」〔<sup>(二)</sup>〕と云ふ、ロマ帝國の秩序を神の國に於ける秩序と並行させており〔<sup>(參照)</sup>〕、國家のために神に祈つてゐる〔<sup>(下參照)</sup>〕。ここより彼が國家に對して切實な關心と尊敬を持つてゐた事は疑えない。この事はあたかも第一クレメンスが狂暴なドミチヤヌス帝の迫害の直後にしるされたこと、同時代のヨハネ黙示錄が國家に對してきびしい批判的態度を持つてゐたことと思い合わせるならばおどろくべき事柄である。

しかしクレメンスはここで必ずしもロマ帝國の權威に屈服してこれを模範とすべき事をすすめたのではない。このことは三七一<sup>(4)</sup>の軍隊秩序がかなり自治権を持つていたロマ屬州や東方社會の秩序を直接には指してゐることや又五五<sup>(5)</sup>以下に國民のために自らを犠牲にしたおそらくギリシャの多くの國王や指導者も又模範とするべきことをあげてゐる事實から明かである。むしろこの事柄の背後には神が世界 (κόσμος) を創造し秩序づけていたまうといふ神觀が、ストア哲學の宇宙論に著しく着色されつつ存在してゐるのではないかと思われる。<sup>(1)</sup>

二、人間の身體秩序。又クレメンスは人間の身體の有機的な構造が國家社會の秩序と同様に教會の上下の階級的秩序の基礎づけになり得ることをのべている〔<sup>(三)</sup>〕。人間の身體の調和といふ事はヘレニズムの世界に於て古來よく用いたところであるが、彼は明かにパウロ書簡〔<sup>(ト前一二・一二一十五、ヨリシノ)</sup>〕の所説にもとづいたものと思われる。<sup>(2)</sup>

しかしバウロが身體の比喩を以て意圖したのは教會員が相互に有機的協同體であるべきだと主張するより以上に、基權を首としその交わりの下に教會は存立する。従う彼の教會觀を表現するものであつた。<sup>(3)</sup> けれどもクレメンスでは基權とのそのような交わりより以上に、むしろ上位の階級的秩序がそこから持たるべきであり、その適用は各個教會の制度或は倫理におしひらめられてゐる。

- (1) クレメンス書簡に於ける政治觀の問題にりこては Harnack, *Ibid.*, SS. 86—87 はふれられてゐる。猶リリヤくルナックは自ら、クレメンスの國家への祈りは國家教會法 (Staatskirchenrecht) にない教會國家法 (Kirchenstaatrecht) への確信と眞義をふくんでいる。
- [註]
- (2) H. Lietzmann, *An die Korinther I, II*, (H. N. T., 9) 1949, S. 62 ff.
- (3) K. L. Schmidt, *ēkklēsiā* (Kittel, Th. W. z. N. T., Bd. 3) 総説。
- (4) リの節の問題に關しては猶第三章「総説」。

以上語々は彼の思想の分析をその教會制度についての見解と眞義をもつて眞視して來た。しかしながら諸要素をもくわ彼の思想そのもので一體如何なる性格或は基調を持つものか。ことにりこてブルナックは Eine sittliche Bewegung auf dem Grunde des mit höchstem Ernst und höchster Lebendigkeit empfundenen Monotheismus, と曰ふ。その原因に舊約聖書の權威をもつ (Harnack, *Einführung*, S. 58, 66) ハーナックは死後のみ徒死後の時代に於ては舊約聖書的 Nomosmotiv' (ノモスモティブ) Erosmotiv' (エロスマティブ) 據新約聖書的 Agapemotiv' (アガペモティブ) がみられるが、使徒教父達には Nomosmotiv' が前面に浮び玉るのみならず (A. Nygren, *Agape und Eros*, II, 1937, S. 25 ff.) ヤーグルクは使徒教父にみられる Legalisierung und Moralisierung des Christentums が並に救濟宗敎 (Erlösungsreligion) としておられた基督教自體の辿る道であり、當時の人々の實際的な取扱いもまたのみ (R. Seeberg, *Dogmengeschichte*, I, 1920, S. 179 ff., 188 ff.)。

## 基督教研究 第二十七卷・第四號

たしかにこれらの學者が指摘するように第一クレメンスに於て誠命や秩序に對する倫理的關心がつよい事は事實である。しかしその故に彼の基督教はユダヤ教的律法主義、或は後期ストアの合理的道德主義と軌を一つにするものであるかどうか——吾々は猶當時のディアスボラのユダヤ教、ロマ世界の倫理思想を分析した上でそのような世界の中に生きた彼の基督教を再検討し、彼の基督教の本質への理解、又それにもとづく現實の諸問題への思考方法を批判しなければならぬ。これらを今後の課題とし今は問題の所在を記述するに止めておきたい。（第一章完）